

# 村上市消防団 安全管理マニュアル



平成20年4月制定

平成26年3月改訂

村上市消防団



## 安全確保 10則

1. 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
2. 災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
3. 部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的行動を慎み積極的に指揮者の掌握下にはいれ。
4. 危険に関する情報は、現場の隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知したものは、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
5. 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
6. 機械及び装備に対する知識、事故を誘引する。各種資機材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。
7. 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自分が確保せよ。
8. 安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。完全な着装を常に心がけよ。
9. 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に耐えうる気力、体力と体調を持続せよ。
10. 事故事例は、かけがいのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動指針として活かせ。

## 火災出動時の安全管理

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るという任務を遂行するため、災害現場に出動する。

災害現場では、危険要素が大量にある環境下で消防活動を実施しなければならない。しかも、危険性や状況変化は著しく、安全限界ぎりぎりの線を行動限界としている実状である。また、ぎりぎりの線が具体的にどこなのか、その見極めが極めて困難であるため、指揮者も団員も常に安全に対する配慮と確認をしながら任務を達成しなければならない。

消防における安全管理とは、危険性を伴う任務の遂行を前提とした消防活動を実施するにあたり、事故の絶無を期するため、事故要因を合理的に除去するための一連の安全対策をいう。言い換えれば、「安全管理は、それ自体が目的でなく、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策である。」と定義づけられる。

災害は当然のことながら、その都度様相を一変させる。1件の火災であっても時間の経過により危険度は増大する。また、緊張と興奮にまつまれた中での煙や熱との戦いであり、体力的、精神的に疲労の度合いが大きく、冷静な思考力を持続し、安全を確保しつつ任務を完遂することは容易ではない。

指揮者の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員が相互に安全を確保しなくてはならないことを、深く自覚しなければならない。

以下、火災現場における留意事項を具体的に掲げるので、活動時の参考とされたい。

### 1 出動時の留意事項

出動は・原則として活動服、ゴム長靴とし、各部器具庫へ参集し、積載車で出動する。なお、直接現場へ自家用車等で出動する場合も、この服装に準ずるものとする。

車庫から出動するときは、誘導員をだし警笛や赤旗等により歩行者や一般車両に注意を喚起し避譲を確認する。

消防車運行上の留意事項

- (1) 赤信号の交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。なお、信号機の無い交差点、T字路、一旦停止場所等においても同様とする。
- (2) サイレンを鳴らしていても、他の車両は、直ちに避譲しないことが多いため、優先通行権を過信してはならない。
- (3) 一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両の速度とする。
- (4) 高さ・重量制限等のあるところは、自隊の車両を確認して通行する。
- (5) 拡声機等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。特に避譲車の陰や路地等から飛び出す車両や歩行者に注意する。
- (6) 火や煙が見えると、それに気をとられ、注意力が欠落し易いので、運転者はもちろん全員で前方を注視し進行する。
- (7) 出動時は、他の隊も各方面から出動してくるので、特に交差点やT字路では、消防車同士の出会い頭の衝突にも注意する。

## 2 水利部署時の留意事項

- (1) 水利部署時は、吸水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の団員の行動に注意する。
- (2) 消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管を伸長してから開放し、大箱ネジ回しは、吸管離脱まで抜かないこと。また、水槽等の蓋を開けた場合、必ず団員はそこを離れない。
- (3) 吸管伸長時は、吸管のはね返りやつまづきに注意し、消火栓等に結合したら必ず吸管の緊着状態を確認する。
- (4) 消火栓、貯水槽、池等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは、ロープまたはコーンなどで表示し、注意喚起のため団員を1人以上配置する。
- (5) 塀越し等の水利に部署するときは、梯子等を使い2名以上の団員が協力して行う。
- (6) 河川等転落危険のある水利は、ロープ等で身体を確保して吸管投入等の作業を行う。
- (7) 積雪・寒冷時は、滑り転倒に注意し、重心を低くし小股で歩くようにして作業を行う。

## 3 ホース延長時の留意事項

- (1) ホースブリッジを使用するときは、他の交通に注意して2名以上で行い1名は交通整理を行う。
- (2) 手びろめ延長時は、結合金具、筒先の落下やホースバンド、ホースのたれ下がりに注意する。
- (3) 軒下等は落下物等の危険があるので、火災建物と平行とにならないよう延長する。
- (4) 塀等を乗り越え延長するときは、積載の梯子等を活用する。
- (5) 軌道下のホース溝を使用し延長するときは、上下線にそれぞれ監視員を置き、安全を稔認して行う。

## 4 送水時の留意事項

- (1) 機関員は、筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- (2) 予備送水は、筒先位置が稔認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- (3) 見通しのよい場所でも、梯子等を利用し高所へホースを延長しているときは筒先員の放水態勢を完了してから送水する。
- (4) ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり、放口は除々に開放する。

## 5 屋内進入時の留意事項

- (1) 進入前に上部を確認し、瓦等の落下し易い物があるときは、周囲の消防団員等に注意を促し、とび口やストレート注水で排除してから進入する。
- (2) 送水前の筒先進入は、内部進入し過ぎないようにする。また、送水前の筒先は放置しない。
- (3) 階段、敷居、段差等をつまづき、踏みはずしに注意し、足元を確認しながら進入する。特に夜間は照明器具を活用する。

- (4) 延長ホースを踏み又はつまづき、転倒したり捻挫したりするので、ホースは踏まない。
- (5) 工場内や地下室等は、漏油や放水の水で滑り易いので小股で慎重に歩く。
- (6) 石造、レンガ造の建物は、構造材に鉄筋等が使われていないため、一部が崩れると、未燃部分まで一挙に倒壊する危険があるので不用意に進入しない。
- (7) 木造、防火造の店舗等は、外観上は堅固に見えるが、内部の柱や木ずりが燃焼すると一挙に倒壊する危険があるので、内部の燃焼状況に配意し、確認した後に進入する。
- (8) 染色、皮革、メッキ工場等には、各種薬品槽があるので、不用意に進入しない。

## 6 高所進入時の留意事項

- (1) 積載梯子を架ていする位置は、平坦でかつ堅固な場所を選定する。
- (2) 梯子の架てい角度は75度とし、窓等の開口部に架ていするときは、主かんを窓枠、柱に寄せ横振れ等を防止する。
- (3) 梯子を登降するときは、梯子を確保するか、先端をロープ等で固定する。
- (4) 梯子上で放水や破壊作業をする時は、命綱で身体を確保し、作業姿勢を安定させる。
- (5) 他隊で架ていした梯子は無断で移動しない。
- (6) 窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確かめてから進入する。
- (7) 屋外から窓等を開放するときは、側方に位置し徐々に行う。
- (8) スレート屋根や塩化ビニール等の屋根又はアーケード上でやむなく活動するときは、厚板や梯子等で足場を確保するほか梁又はさん(ビス止め部分)の上を歩くようにする。

## 7 筒先部署での留意事項

- (1) モルタル壁体やパラペット等は、火災初期から中期でも倒壊の危険があるので、倒壊が予想される場合は、ロープ等で危険区域を設定し、立ち入りを禁止する。
- (2) 木造、防火造建物は、床抜けの危険があるので、部屋の隅や窓際等で行動する。必要により梯子等で足場を確保する。
- (3) 屋根上で注水するときは、ホースを棟上で蛇行させてホースのづれ、転落を防止する。また、積雪、凍結している屋根には登らない。
- (4) 柱、梁等に鉄骨材を使用している建物は、熱に弱く変形するので注意する。
- (5) 倉庫や工場等の収容物の集積場所では、荷崩れが発生し易いので、安全な距離をとる。

## 8 注水活動時の留意事項

- (1) 筒先の開閉は徐々に行い、反動力による転倒を防止する。筒先の保持は、できるだけ2人以上で担当し安全を確保する。
- (2) 筒先を離すと危険である。高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットとし、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- (3) 注水するときは、吹き返し危険を避けるため開口部の正面を避け、姿勢を低くし側方から行う。

- (4) 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気・熱湯になりはね返る危険があるので、注水は噴霧等を適使用して行う。
- (5) 染色、皮革、メッキ工場等にある各種薬品槽、焼き入れ炉等にストレート注水は行わない。
- (6) 防火造建物のモルタルの亀裂、ふくらみに注意し、必要により行動を規制する。
- (7) 神社仏閣等の建物は、庇部分が長く出ているため屋根材が回廊部分に落下し易いので、回廊部分の通行や部署は避ける。

## 9 破壊作業時の留意事項

- (1) 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- (2) ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- (3) 高所で破壊をするときは、命綱で身体を確保する。破壊物は、落下させない措置をとり、落下危険周囲にはロープ等で明示し、団員等の進入を規制する。
- (4) トタン板の剥離作業は、とび口等を活用し、手足等の切創等に注意し実施する。
- (5) 大ハンマ、オノ、とび口等を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

## 10 残火処理

- (1) 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- (2) 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- (3) モルタル亀裂・ふくらみ等や柱等の焼け状況から崩落のおそれがある場合は、強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。
- (4) 放水した水が凍結し、滑り易いときは姿勢を低くし小股で慎重に歩く。
- (5) とび口等で作業を行う場合は周囲に作業スペースをとるなど二次災害を起さないよう留意する。

## 11 引揚げ時の留意事項

- (1) 現場で使用した資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- (2) 使用した水利の確認。使用した防火水槽の注水や蓋の確認は必ず行う。
- (3) 疲労等から走行中に信号の見落とし等のないよう、要所要所で呼称による確認を行うなど注意力の持続に努める。
- (4) 帰隊後は直ちに資機材の積み替えを行うとともに残水を排除し、放・吸口、ドレンコック等を確実に閉鎖するなど次の出動に備える。

## 震災時の安全管理（平成26年3月改訂）

このマニュアルは、村上市で震度4以上の地震が発生した場合における消防団組織として、また、消防団員がとるべき基本行動を示したものである。

東日本大震災では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、車両を含めた資機材も大きな被害を受けた。

この「震災時の安全管理」では、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動を原則としたこと、また、即座に消防活動に携わることができないことを前提に、その状況から判断する行動や、組織としての活動を地域の实情にあった形で明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

### 1 震災発生時の初動対応

- (1) 自己の安全、家族の安全、職場の同僚の安否確認（勤務先の被害）を最優先し、安全が確認されたならば各部の消防器具置場に参集する。幹部（副方面隊長以上）は各支所及び本庁に参集する。
- (2) 津波が予測される地域（津波浸水地域）は、高台に避難することを原則とし、警報が解除されるまでは参集せず、避難した場所で活動する。
- (3) 津波が予測される地域（津波浸水地域）の消防団員は、「逃げること」の大切さを身をもって示すため、自らが「率先避難団員」となり、地域住民を避難させることとする。

### 2 非常配備基準

(1) 非常配備基準表（村上市防災計画より抜粋）

区分	非常配備	第1次配備	第2次配備	第3次配備
	震度3	震度4以上 津波注意報	震度5弱以上 津波警報	震度6弱以上 大津波警報
消防団	・消防団幹部は連絡を受けたら登庁	・管轄内の危険個所の監視 ・その他消防団の出動体制による	・管轄内の危険個所の監視 ・応急対策の実施 ・その他消防団の出動体制による	・全団員は、火災の防御、救助、救出、避難誘導、給水等の災害応急対策に従事
市	災害警戒	災害警戒	災害警戒本部設置	災害対策本部設置

津波注意報	警戒体制をとり、海面監視はしないこと
津波警報、大津波警報	市民の避難誘導しながら自らも避難。沿岸部に近付かない

## (2) 参集の方法

基本的に地震発生時における参集については、同報無線による放送・招集メール及び緊急連絡網で出動指令を発令するが、団員各自がテレビ、ラジオ及び災害状況等で地震の震度を確認、把握し「配備基準」に達したら、定められた場所に自主参集する。

## (3) 事前命令の参集基準

事前命令とは、出場指令を待たずに、避難誘導、情報収集などの活動を実施することであるが、その基準については、非常配備基準表のとおりとする。

※また、以下のとおり事前命令に「撤退の基準」を決めておく必要がある。

- ①分団長は、現場の状況、防災同報無線、団指揮本部等からの情報に注意し、分団員の撤退時期を失しないよう十分気を付けること。
- ②特に、津波に関しては遅くとも、津波到達予想時刻の20分前までには避難完了していること。

## (4) 活動可能時間の設定

「活動可能時間」を判断しその時間の中で活動する。

※ ただし、活動可能時間が経過すれば、活動途中でも退避する。

※ 活動可能時間に余裕がある場合は、ポンプ車や防災資機材等を、可能な限り安全な場所へ移動させることを事前に決めておく。

※ 詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、参集場所について検討の必要がある。

◎ 参集時間は、地震発生から参集、出動準備等の所要時間を含む。

① 出動時間は、災害発生現場までの出動時間

② 退避時間は、災害発生現場から、退避できる時間

③ 安全時間（想定外の事案も含め安全確実に退避するための時間）

※ 津波到達予想時刻の20分前には避難を完了する。

④ 津波到達予想時刻までの時間

**【活動可能時間 = ④ - ( ① + ② + ③ )】**

## 3 活動拠点への参集途上の行動

(1) 参集にあたっては、家族に連絡先、連絡方法、避難場所等、参集後の措置等必要な事項を指示する。

(2) 初動措置の後、参集場所に参集する。

①服装は、活動服・ヘルメット・作業靴(長靴)・手袋等を装備する。

②自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度5強以上の場合は、徒歩又は自転車・バイクなどを使って参集する。

③非常持ち出し品（団活動用：食糧、飲料水、医薬品、筆記用具等）を携行する。

(3) 参集にあたっては、周辺の被害状況の確認、把握に努め（火災、家屋の倒壊、交通障害等）、その状況を地区の本部で上級階級者に報告を入れ、図上や黒板に書き込みをすることとする。また、緊急性のあるものについては、直接、消防本部に連絡する。

- (4) 参集することが困難な場合には、その旨を上級階級者に連絡し、併せて、連絡先についても伝達する。
- (5) 道路状況などにより、定められた場所に参集することができない場合は、津波が予測されていない最寄りの避難所に参集し、そこでの活動に当たる。
- (6) 地区の本部への参集が困難な場合は、避難した場所で自主防災組織とともに初期消火、容易な要救助者の救出、避難誘導等を実施し、事後速やかに参集する。
- (7) 参集途上において火災、人身事故に遭遇した時は、付近住民を指導するなどして初期消火、救出救助活動を行う。
  - ①自力で消火可能と判断した時は、付近住民を指揮し、積極的に消火活動を行う。
  - ②自力で消火不可能と判断した時は、付近住民に可能な範囲で消火活動を行うよう指示をし、拠点に急行してポンプ車等による消火活動に移行する等の措置をとる。
  - ③要救助者のいる現場に遭遇した場合には、二次災害に注意し、付近住民と協力して救出する。

#### 4 震災消防活動の要領

##### 村上市市消防団の指揮体制

- (1) 第1次配備発令（震度4以上）
  - 団長、方面隊長、副方面隊長は、第1次配備発令が出された時は本庁及び各支所に参集し、各消防団を指揮監督する。
- (2) 第2次、第3次配備発令（震度5弱以上）
  - ①団長、方面隊長、副方面隊長は、警戒本部及び対策本部の設置と同時に本庁及び各支所に設置される消防団指揮本部に参集し、各方面隊への指揮体制を確立する。
  - ②消防団指揮本部は、市長及び消防長と緊密に連携を取るものとする。
- (3) 消防団活動の指示体制
  - 消防団指揮本部は、津波警報が発令された場合、災害対策本部との連絡を密にし、以下の内容を消防団員に指示する。（防災無線、各車両無線、緊急連絡網）
  - ①「津波到達予想時刻」
  - ②「予想される津波高に基づく活動の有無」
  - ③「撤退指示を含む活動方針」

##### 震災消防活動における留意事項

- (1) 参集後の初動態勢の整備
  - ①ラジオ、テレビ等から災害情報を入手、現状把握に努める。
  - ②拠点施設、車両、資機材の被害状況を把握し、消防団指揮本部に報告する。
  - ③団員の参集状況を把握する。
  - ④参集団員から参集途上での被害状況を聴取する。
  - ⑤記録担当者を選任し、情報、指示命令、活動内容等について記録する。
  - ⑥参集状況により部隊編成し、出場可能隊を決定する。
  - ⑦態勢が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。
  - ⑧津波災害時の活動は、必ずライフジャケットを着用する。

## (2) 出動にあたって

### ①指揮者の判断

人名検索、救出活動においても各階級指揮者は、団員の安全確保を最優先とした活動を実施する。

### ②現場活動にあたって

#### ア 部隊管理

幹部は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。

#### イ 情報管理

適正に任務を遂行するためには、災害対応に必要な情報の収集・整理・分析が必要となる。

#### ウ 安全管理

安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

### ③二次災害の防止

ア 津波は、第1波、第2波と押し寄せることから警報が解除されるまでは、避難先で待機させる。

イ 大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、救助活動等、屋内進入については、特に注意する。

## 5 地震災害における救助活動等

消防団は、自主防災組織と連携し、倒壊した家屋等からの初期の救助活動に努める。また、状況に応じ、消防署隊と連携した活動を行う。

### (1) 火災現場における救助活動

#### ①情報収集

##### ア 視認

火災建物の状況、延焼状況、周囲の人の動きを見て確認する。

##### イ 聞き込み

付近の人々や避難者から情報を速やかに収集する。

具体的に質問し確認する。「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」

#### ②検索活動

ア 内部に進入した団員の把握。

イ 検索は、常に2名以上が協力して行動する。

#### ③救出活動

ア 火災は、時間的経過によって刻一刻と変化し、救出も緊急性を要求される。

イ 救出にあたっては、救助を必要とする者がいかなる状態にあるかを判断する。

救出場所は、安全な場所とする。

ウ 重傷者・幼児・高齢者を優先する。

##### エ 避難誘導

安全な場所に短時間に多数の人員を誘導することが原則。メガホン・携帯拡

声器等を活用し、冷静、的確な安心感を与えるような方法で誘導する。

(2) 震災現場における救助活動

①倒壊家屋から簡易な器具等で救出する際の手順

ア 情報収集により要救助者の有無を確認する。

イ 声を掛け、安否の確認を行うとともに元気づけを行う。

ウ 会話ができなければ、何かを叩いて音を出させ場所を特定する。

②救出時の留意事項

ア 活動は、任務を明確にして指揮者の統制下で行う。

イ 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する（二次災害の防止）。

ウ 挫滅症候群（クラッシュシンドローム）に注意する。

挫滅症候群とは、身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫された場合に、その解放後に起こる様々な症状のことを指し、最悪の場合、死亡してしまう。

エ 余震又は除去することにより、さらに崩壊することがないように必要な措置を行う。

(3) 応急手当

消防団員として必要な応急手当（止血、人工呼吸、心肺蘇生）の知識・技術の習得に努める。（普通救命講習の受講）